（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略） **第十五条の四**　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局（宇宙無線通信を行う実験試験局を除く。）の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。 ［２・３　略］ **別表第二号の二第２**　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式　略］ ［注１～11　略］ 12　12の欄は、次によること。 ⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの欄の記載を要しない。また、実験試験局であつて、空中線の構成が複雑で記載が困難なものにあつては、16の欄の□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することとし、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄の記載を要しない。 ［⑵～⑹　略］ ［13～15　略］ 16　16の欄は、空中線形番号の別に、次により記載すること。 ［⑴・⑵　略］ ⑶　構成が複雑なため又は実験試験局であつて空中線系の開発を行うため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。 ［⑷　略］ ［17～27　略］	（適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略） **第十五条の四**　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。 ［２・３　同上］ **別表第二号の二第２**　［同左］ ［様式　同左］ ［注１～11　同左］ 12　［同左］ ⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。 ［⑵～⑹　同左］ ［13～15　同左］ 16　［同左］ ［⑴・⑵　同左］ ⑶　構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。 ［⑷　同左］ ［17～27　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	